

第 119 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 4 年 10 月 12 日 (水) 17:50～18:05
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 5 階共用会議室 C (Web 会議システムを利用)
- 3 出席者
会 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授
委 員 浦 尚子 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所
同 北仲 千里 広島大学ハラスメント相談室准教授、
NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表
同 窪田 充見 神戸大学大学院法学研究科教授
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
同 中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授
同 納米恵美子 全国女性会館協議会代表理事
同 渡邊 正樹 東京学芸大学教職大学院教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 DV 対策の抜本的強化に向けて 概要
- 資料 2 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書「DV 対策の抜本的強化に向けて」
- 参考資料 1 配偶者暴力相談支援センター・民間シェルター等へのアンケートを踏まえた生活再建支援の際の手続の見直し等に関する論点 (概要)
- 参考資料 2 配偶者暴力相談支援センター・民間シェルター等へのアンケートを踏まえた生活再建支援の際の手続の見直し等に関する論点について

参考資料3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(議事録)

○小西会長 それでは、ただいまから第119回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、小倉大臣、和田副大臣、自見大臣政務官にも御出席いただいております。

本日の議事は「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書」についてです。

まず、議事に入る前に、事務局から配付資料の確認と、事務局の変更について報告をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 配付資料の確認をさせていただきます。

資料は、資料1「DV対策の抜本的強化に向けて」。報告書の概要でございます。

資料2、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書「DV対策の抜本的強化に向けて」の2つでございます。

そのほか、参考資料1～3まで3点ございます。

不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

次に、事務局の変更について御案内いたします。

本年6月28日付で、男女共同参画局長に岡田、大臣官房審議官（男女共同参画局担当）に畠山が着任いたしました。また、7月16日付で、男女間暴力対策課長に私、田中が着任しております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書」について、まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 それでは、報告書「DV対策の抜本的強化に向けて」について説明します。

配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループは、昨年8月、本専門調査会の下に設置され、配偶者暴力防止法の見直しに向けた法制面、及び同法の運用といった実務面について審議を重ねていただきました。

その間、昨年12月には、本専門調査会での中間報告もございました。

本報告書は、先ほど開催されたワーキング・グループにおいて、その最終報告として、政府への提言の形で取りまとめていただいたものです。

委員の皆様には、事前にその案をお目通しいただきましたので、本日は、資料1の概要を用いて、ポイントを絞って御説明いたします。

報告書の第1は、「検討の背景」です。

配偶者等からの暴力は、決して許されない重大な人権侵害であり、その防止と被害者支援を抜本的に強化していく必要があるとしています。

第2は、「ワーキング・グループ等における議論の状況」についてです。

対策の抜本強化の必要性、法の見直しに係る主な論点等、議論された内容を整理して記載しております。

第3は、「被害の発生から通報、保護命令、生活再建支援に至るまでの暴力防止、被害者保護の抜本的強化」についてです。

その内容は、次ページで説明いたしますので、1枚おめくりください。

1の「配偶者暴力防止法の見直し等」について、その要点を説明します。

まず、(3)「保護命令の強化」についてです。

配偶者等からの暴力は、従属を強いるために用いられるものであるという性格を踏まえ、命令の対象を被害者を畏怖させる言動に拡大するとともに、生命または身体に加え、精神に対する重大な危害を受けるおそれが大きい場合にも発令できるようにすべきというのが1点目です。

さらに、2点目として、子への電話等禁止命令の追加。

3点目として、命令期間の拡大。すなわち、現行では6か月となっているものを1年に拡大することなど。

4点目、5点目として、再度の申立てにおける考慮要素や要件に該当する事情の明確化。

6点目として、SNSによる連絡、位置情報の取得等、電話等禁止命令の対象の追加などを行うべきとするとともに、保護命令違反の罰則については加重すべきとしています。

次に、(4)の「生活再建支援及び多機関連携の強化」においては、配偶者暴力対策に関する会議体の法定化などについて記載しています。

また、2の「配偶者等からの暴力の根絶、被害者保護に向けた対策の強化」では、加害者への対応等、中間報告にも記載された(1)～(4)に加え、(5)の非同棲交際相手からの暴力への対応、(6)生活再建に関する手続の見直し等について、取り組むべき事項の記載を追加しております。

以上が、ワーキング・グループによる最終報告の概要となります。

説明は以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

今、まとめて御説明いただきましたが、ここで委員の皆様から御発言をいただきたいと思っております。時間が限られておりますので、簡潔にお願いいたします。

まず、事前に伺っております委員に御発言をいただきたいと思っております。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 まず、ワーキング・グループの皆様のご尽力に敬意を表したいと思います。

その上で、加害者対応に絞って意見を述べたいと思っております。

被害者がいるということは、同じ数だけ加害者がいるということです。

被害者支援は、十分とは言えないまでも、配暴センターが整備されて、税金で運営されているのに比べて、加害者対応は極めて不十分です。

このたび、保護命令の再申立ての際に、加害者プログラムの受講状況や態度変容等を考慮要素の一つとすることが提案されています。

加害者プログラムを制度的枠組みに位置づけること自体には賛成ですが、そのためには、公費投入も含めた抜本的な加害者対応の拡充が必要だと思います。

また、保護命令再申立てと関連づけるのであれば、くれぐれもそのことが加害者に悪用されないようにすべきと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、北仲委員、お願いいたします。

○北仲委員 今回の報告の方向性の中で、被害者を畏怖させる言動について、保護命令の対象にすることや、期間の拡大、罰則の引上げなどについては、大いに賛成します。

また、時代の変化に合わせたSNSやデジタルツールを使った被害に対しても対象になることは、世界中で問題になっていることで、本当に必要なことだと思います。

ですが、DV法の現在の保護命令は、電話、ファクス、メールの禁止があるのに、文書の送付、つまり手紙の禁止が定められていません。実際にこれで困っている事例もありますので、この際、ストーカー法と同じく、文書送付も禁止対象にさせていただきたいと思います。

また、今回、保護命令の議論では入らなかった非同棲の交際相手からのDVですが、これは保護命令だけの問題ではなくて、現在のDV基本方針にある支援も受けられないことにつながっています。

例えば暴力の治療が医療保険の適用外になってしまうことが起きていますので、交際相手からのDVの被害者支援策は今後も続けて検討していく必要があると思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、中村委員、お願いできますでしょうか。

○中村委員 ありがとうございます。

精力的に回数を重ねて、ワーキングがここまで来られて、ありがとうございます。

加害者対策のところでは、

保護命令の強化ということで、たくさんの項目が挙がっていますが、こうなればなるほど、加害者対策の範囲が広がっていきます。1年もあれば、いろいろなことができることになります。これをぜひ制度化等してほしいと思っています。

あわせて、全国での拡大を模索していくということでもありますので、各自治体の基本計画への組み込みは、加害者対策でも大事なかなと思っています。

それから、2ページ目の2の大きな1に、加害者への対応と書いてございます。試行実

施から本格実施までようやく参ったので、ぜひこれを実現させる方向で、継続検討を調査研究事業でやってほしいと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

種部委員はいかがですか。

新幹線からと伺っておりますので、順番を後にしたのですが、出られないですか。

では、つながらないようなので、また後で御意見を伺って、皆様に周知するようにしたいと思います。

(以下、後日提出された種部委員からの意見)

○種部委員 被害者の入口支援の強化として、精神的暴力等をDV防止法の保護命令の対象に加えることで、DVそのものへの社会的理解が進むことを期待しています。その上で、運用上、対応者の経験値により精神的暴力の判断基準が異なることのないように、医師、裁判官を含め支援に携わる者のスキル向上に努めることが、都道府県の基本計画に盛りこめるような仕組みの検討を、強く希望します。

また、出口支援において、民間支援団体を要対協に組み入れるなど、会議体への参画を推進する方針が打ち出されることを歓迎しますが、連携が実効性を持って進むよう、会議だけでなく支援の実行段階で民間団体に権限が与えられるような仕掛けにさせていただくことを期待しています。

○小西会長 皆様、貴重な御意見をありがとうございます。

例えば加害者対策などに関しては、将来の課題や留意点があることも御指摘いただきましたので、それはちゃんと記録にとどめておきたいと思っています。

御発言いただいた皆様も、報告書の方向性自体には異論はないものと受け止めましたが、そのように理解してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ワーキング・グループの報告書について、専門調査会として了承することとし、本報告書の内容に沿ってDV対策の抜本的強化に取り組むことを政府に求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員が首肯)

○小西会長 異議なしとお見受けしますので、そのように了承されました。

それでは、小倉大臣に報告書をお渡ししたいと思います。

これからカメラが入りますので、少々お待ちください。

(カメラ入室)

(小西会長から小倉男女共同参画担当大臣へ報告書を手交)

○小西会長 よろしいですか。

大臣、どうもありがとうございました。

それでは、小倉大臣から一言頂戴できればと思います。

よろしく願いいたします。

○小倉男女共同参画担当大臣 皆様、こんばんは。こんにちは。

8月の内閣改造で男女共同参画担当大臣を拝命いたしました、小倉将信と申します。

本日は、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループの報告書「DV対策の抜本的強化に向けて」を取りまとめていただきまして、誠にありがとうございます。今回も、小西座長をはじめ、皆様方から大変貴重な御意見をいただいたとっております。

私自身、先般、配偶者暴力に関する相談支援の現場に伺いました。相談支援者や民間シェルターの方々とも意見交換をさせていただいて、被害者が配偶者からの暴力に苦しみ、加害者から逃げた後にも、生活に大変御苦勞されている実情を伺いました。

ワーキング・グループで検討を始めていただいた昨年は、奇しくも配偶者暴力防止法の制定から20年という節目の年でありました。

また、保護命令の対象を身体的暴力以外の暴力へと拡大することは、配偶者暴力防止法の制定以来の課題でもありました。

本日お取りまとめたいただいた報告書は、このような節目にふさわしく、保護命令の対象となる暴力の範囲を拡大するなどの制度の拡充をはじめ、DV被害の発生から生活再建支援に至るまで、そしてデートDVへの対策も盛り込み、DV対策を抜本的に強化しようとするものであります。

この報告書をしっかりと受け止めて、配偶者暴力防止法見直しについて、来年の通常国会への提出も念頭に、必要な法制化の作業を進めてまいります。

また、関係省庁とも連携しつつ、デートDVへの対策や、被害者の生活再建支援についても、必要な取組を進めてまいりたいと思っております。

専門調査会の皆様方、また、本日の会議に御同席のワーキング・グループの皆様方におかれましては、本日の報告書の取りまとめに至るまで、大変な御尽力をいただきました。改めまして厚く御礼申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○小西会長 どうもありがとうございました。

まだこれから国会に案を出して、頑張っていただかないといけないのですが、相談現場で聞かれたDV被害者の実態を踏まえてやっていただけたら、本当にありがたいと思っております。

それでは、カメラにつきましては、退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○小西会長 以上をもちまして、第119回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

ありがとうございました。

(以 上)